

仙台市水道局規程第三号

仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市水道事業管理者 加藤 邦治

仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

仙台市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和二年仙台市水道局規程第八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第十四条 条例第二十六条第一項に規定する会計年度任用職員基準日（以下「会計年度任用職員基準日」という。）は、毎月一日とし、同項に規定する会計年度任用職員支給日（以下「会計年度任用職員支給日」という。）は、次の各号に掲げる会計年度任用職員基準日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 毎月一日（<u>次号</u>に掲げる日を除く。） 当該会計年度任用職員基準日の属する月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項の<u>規定により定める期日</u> <u>[新設]</u></p> <p>二 十二月一日 次のイ及びロに掲げる日 イ 十二月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項の給料の支給定日 ロ 十二月十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</p> <p>2 条例第二十六条第一項の管理者が定める者は、<u>同項に規定する会計年度任用職員基準日</u>に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。 [一～九 略]</p> <p>3 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、<u>第一項第二号ロ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当は支給しない。</p> <p>4 期末手当の額は、次の各号に掲げる期末手当の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 一 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日<u>及び同項第二号イ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（それぞれその会計年度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。）に<u>百分の十五</u>を乗じて得た額 二 <u>第一項第二号ロ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（<u>同号</u>に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。）に<u>百分の七十二・五</u>を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十四条 [略]</p> <p>一 毎月一日（<u>次号及び第三号</u>に掲げる日を除く。） 当該会計年度任用職員基準日の属する月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項の<u>給料の支給定日</u></p> <p>二 六月一日 <u>次のイ及びロに掲げる日</u> <u>イ 六月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項の給料の支給定日</u> <u>ロ 六月三十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</u></p> <p>三 十二月一日 次のイ及びロに掲げる日 イ 十二月に係る給料の支給に関し給与規程第五条第一項の給料の支給定日 ロ 十二月十日（同日が、土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日）</p> <p>2 条例第二十六条第一項の管理者が定める者は、<u>会計年度任用職員基準日</u>に在職する会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。 [一～九 略]</p> <p>3 前項に定めるもののほか、任期が六箇月未満の会計年度任用職員には、<u>第一項第二号ロ及び第三号ロ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当は支給しない。</p> <p>4 [略]</p> <p>一 第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日<u>並びに同項第二号イ及び第三号イ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（それぞれその会計年度任用職員基準日現在において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。）に<u>百分の十</u>を乗じて得た額 二 <u>第一項第二号ロ及び第三号ロ</u>に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当 期末手当基礎額（<u>同項第二号及び第三号</u>に掲げる会計年度任用職員基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。）に<u>百分の六十六・二五</u>を乗じて得た額に、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次のイからニ</p>

イからニまでに定める割合を乗じて得た額

[イ～ニ 略]

5 **第一項第一号**に定める会計年度任用職員支給日**及び同項第二号イ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に退職し、又は失職したときは前項第一号に定める額について日割計算した額を、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に死亡したときは同号に定める額の全部を支給する。

6 **第一項第二号ロ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、第二項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者については、この限りでない。

7 [略]

(育児休業をしている会計年度任用職員等の期末手当)

第十六条 次の各号に掲げる会計年度任用職員に対しては、当該各号の会計年度任用職員基準日に係る第十四条第四項第一号に掲げる期末手当を支給する。

一 第十四条第一項各号に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち当該会計年度任用職員基準日が属する月に勤務した日があるもの

二 第十四条第一項各号に掲げる会計年度任用職員基準日の翌日以後に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をする会計年度任用職員

2 前項の規定により支給する期末手当の額は、日割計算による。

3 **第十四条第一項第二号**に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（給与規程第四十四条第二項第八号に規定するこれに相当する期間を含む。）があるものには、当該会計年度任用職員基準日に係る第十四条第四項第二号に掲げる期末手当を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額)

第十九条 給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び期末手当（第十四条第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**及び同項第二号イ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当に限る。以下この条及び次条において同じ。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じたものから**百三十六時間**を減じたもので除した額とする。

2 給料が月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間規程の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、**百三十**

までに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

[イ～ニ 略]

5 **第一項第一号**に定める会計年度任用職員支給日**並びに同項第二号イ及び第三号イ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日に在職する会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に退職し、又は失職したときは前項第一号に定める額について日割計算した額を、当該会計年度任用職員基準日が属する月内に死亡したときは同号に定める額の全部を支給する。

6 **第一項第二号ロ及び第三号ロ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当については、当該会計年度任用職員支給日に係る会計年度任用職員基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、退職し、又は死亡した日以前の任期が六箇月以上ある場合に、会計年度任用職員について定められているところにより支給する。ただし、その退職し、又は死亡した日において、第二項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者については、この限りでない。

7 [略]

(育児休業をしている会計年度任用職員等の期末手当)

第十六条 [略]

[一・二 略]

2 [略]

3 **第十四条第一項第二号及び第三号**に掲げる会計年度任用職員基準日に育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（給与規程第四十四条第二項第八号に規定するこれに相当する期間を含む。）があるものには、当該会計年度任用職員基準日に係る第十四条第四項第二号に掲げる期末手当を支給する。

(勤務一時間当たりの給与額)

第十九条 給料が月額で支給されるフルタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び期末手当（第十四条第一項第一号に定める会計年度任用職員支給日**並びに同項第二号イ及び第三号イ**に掲げる会計年度任用職員支給日に支給する期末手当に限る。以下この条及び次条において同じ。）の月額の合計額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じたものから**百四十時間**を減じたもので除した額とする。

2 給料が月額で支給されるパートタイム会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び期末手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を勤務時間規程の規定により定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから、**百四十**

六時間に、勤務時間規程の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除した数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）を減じたもので除した額とする。

3 [略]

時間に、勤務時間規程の規定により定められたその者の一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除した数を乗じて得た時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）を減じたもので除した額とする。

3 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第十九条第一項及び第二項の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出について適用し、同日前の勤務に係る勤務一時間当たりの給与額の算出については、なお従前の例による。

（水道局総務部総務課）